



# 山口県在宅難病患者一時入院事業のご案内

在宅の難病患者さんが、家族などの介護者の方の休息(レスパイト)等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、一時入院することが可能な病床を確保することにより、患者さんの安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。

## 1 対象者：次に掲げる要件のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 山口県内に住所を有する方
- (2) 山口県の「特定医療費（指定難病）医療受給者証」の所持者
- (3) 在宅で人工呼吸器（鼻マスクを含む）を装着している方
- (4) 家族等の介護者の病気治療や事故、冠婚葬祭又は休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなった方



## 2 一時入院施設

- ・山口県と契約した医療機関へ入院することができます。（裏面参照）
- ・申請時に希望をお伺いしますが、病床の空き状況等により、ご希望に添えない場合もあります。

## 3 入院期間・回数

- ・1回あたり14日以内（同一年度において1人あたり28日以内）です。
- ・年度で28日以内であれば、入院回数に制限はありません。（例：14日間を2回）

## 4 入院費用（患者さんの負担額）

- ・医療保険の自己負担額（難病の医療受給者証、医療保険の利用可）
- ・入院施設への移送費用や差額ベッド代等の雑費



## 5 入院中のケア

- ・通常の入院と同様に、受入先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。患者さんの状況に応じたケアを可能な範囲で調整しますが、ご家族のケアとは異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もあることを、あらかじめご了承ください。

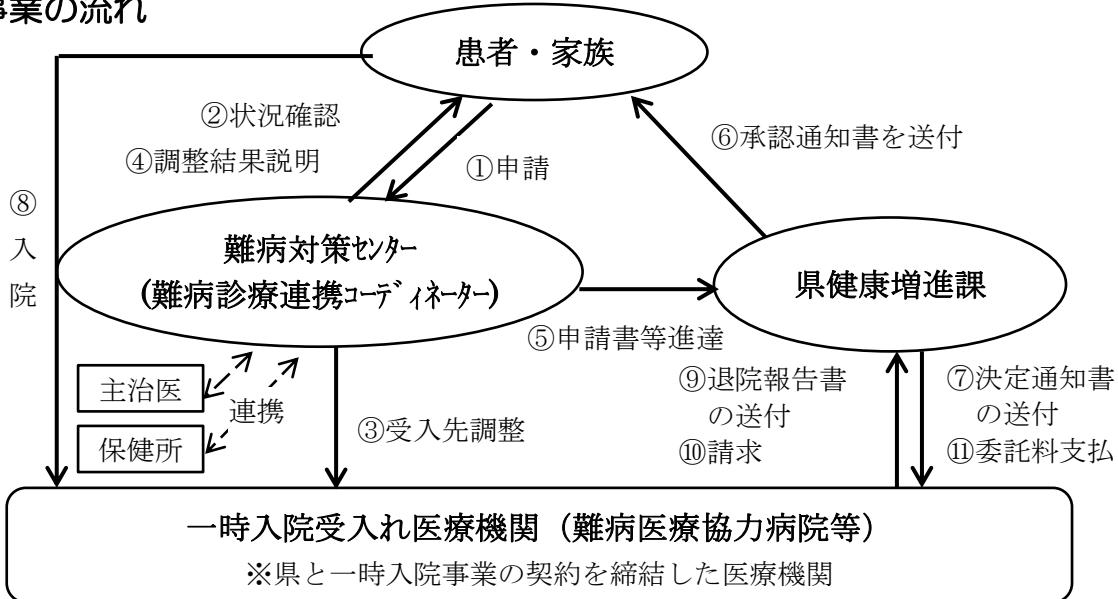
## 6 その他

- ・県から一時入院医療機関に対して、受入日数に応じて委託料を支払います。
- ・入院中に病状悪化等があった場合は、主治医と相談の上、治療のために転院となる場合もあります。

## 7 お問合せ・申請先

- ・難病対策センター 難病診療連携コ-ディネーター TEL 0836-85-3236  
(山口大学医学部附属病院内) (又は 3237)
- ・山口県健康福祉部健康増進課 精神・難病班 TEL 083-933-2958

## 8 事業の流れ



原則、現在かかっている医療機関の地域医療連携室等をとおして相談・申請をしてください。

なお、受入先の調整には一定の時間を要しますので、できるだけ希望日の2週間前までに相談・申請をお願いします。（緊急の場合を除く）



【一時入院受入れ医療機関】 R6.4月現在 39病院

医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
錦病院	岩国市	山口労災病院	山陽小野田市
岩国市立美和病院	岩国市	小野田赤十字病院	山陽小野田市
岩国みなみ病院	岩国市	森田病院	山陽小野田市
岩国市医療センター・医師会病院	岩国市	美祢市立美東病院	美祢市
国立病院機構柳井医療センター	柳井市	光風園病院	下関市
オーフソシス徳山医師会病院	周南市	国立病院機構関門医療センター	下関市
徳山病院	周南市	西尾病院	下関市
湯野温泉病院	周南市	脳神経筋センターよしみず病院	下関市
光市立光総合病院	光市	安岡病院	下関市
緑町三祐病院	防府市	山口県済生会下関総合病院	下関市
三田尻病院	防府市	下関市立豊田中央病院	下関市
山口若宮病院	山口市	山口県済生会豊浦病院	下関市
林病院	山口市	長府病院	下関市
総合病院山口赤十字病院	山口市	長門総合病院	長門市
尾中病院	宇部市	岡田病院	長門市
宇部記念病院	宇部市	都志見病院	萩市
宇部中央病院	宇部市	萩市民病院	萩市
セントヒル病院	宇部市	玉木病院	萩市
宇部協立病院	宇部市	国立病院機構広島西医療センター	広島県大竹市
宇部西リハビリーション病院	宇部市		

※受入れ医療機関への連絡・調整は、難病対策センターが行います。